平成３０年（フ）第３２３号
広島県東広島市豊栄町清武972－２、住民票上の住所広島市安芸区矢野南５丁目10番23号
債務者　古川　一弘
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金子　昌稔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月19日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１９号
福岡県大川市大字三丸1987番地２
債務者　古賀木工所こと　古賀　義信
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　油布　貞徳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月５日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成３０年（フ）第３２号
福岡県田川市大字糒2323番地　田川団地３－２－１、前住所福岡県田川郡赤村大字赤4569番地２
債務者　福島　史子（旧姓等福井美沙・福島美沙・福井史子）
1　決定年月日時　平成30年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　枡田　晃久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月３日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成３０年（フ）第４７号
宮城県角田市角田字大町５番地14
債務者　星　　真登
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笠原　太良
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成３０年（フ）第３８号
宮城県栗原市築館字横須賀山口106番地
債務者　佐々木　学
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　絢子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月27日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成３０年（フ）第１２３号
秋田市仁井田福島１丁目21番９号
債務者　八重樫　仁
1　決定年月日時　平成30年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　英憲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月21日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第８７号
福島県岩瀬郡鏡石町本町319番地
債務者　松谷　道世
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　熊坂奈緒美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年10月15日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成３０年（フ）第１７９号
兵庫県姫路市網干区坂上380番地
債務者　三輪　研一
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大岩　和紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第２５３号
兵庫県加古川市加古川町稲屋783番地の１
債務者　海老原昌子
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙石　耕吉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月６日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第１９０号
大分県由布市挾間町赤野1525番地３
債務者　後藤　博文
1　決定年月日時　平成30年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中嶋　謙介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月10日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１９１号
大分県由布市挾間町赤野1525番地３
債務者　後藤　典子
1　決定年月日時　平成30年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中嶋　謙介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月10日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１１２号
大阪府岸和田市大町４丁目25番４－210号、前住所大阪府岸和田市上松町651番地の９
債務者　嶋　　博一
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑山　和幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月10日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年８月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第２５７号
大阪府泉大津市旭町18－１アルザタワーズブルータワー2502号室、前住所大阪府和泉市みずき台２丁目７番５号
債務者　仲野　幸博
1　決定年月日時　平成30年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇都宮一志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年10月１日午後３時
5　免責意見申述期間　平成30年８月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第３７３号
北九州市門司区大字大積671番地５
債務者　中野さおり
1　決定年月日時　平成30年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第１８０号
埼玉県熊谷市善ヶ島1307番地５、旧住所埼玉県熊谷市妻沼台902番地１
債務者　秋光　俊宏
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第８７号
岡山県倉敷市中畝７丁目13－14　アマール101号室、住民票上の住所岡山県岡山市中区今谷95番地７
債務者　白川　洋一
1　決定年月日時　平成30年６月21日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成３０年（フ）第１０２号
岡山県倉敷市老松町３－12－７　ミヨシマンション201号、住民票上の住所岡山県倉敷市粒江2215番地７
債務者　塩見　昇造
1　決定年月日時　平成30年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係